

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案の概要

1. 制度導入の必要性

現
状

- 地域の様々な特性に由来した品質等を備えた特徴ある産品が多数存在。
- 中にはその名称で原産地を特定できるようなものも存在。

そのような産品の名称を地域の共有財産（知的財産）として活用を図っていく必要。

課
題

① 特性の統一・維持が不十分

② フリーライドや模倣の発生

結果

信用の低迷、生産者全体の利益の逸失

ブランド価値の毀損、生産者全体の不利益

※ 経済連携強化の流れの中、地域ブランドを知的財産として保護する制度がないと、国益の毀損も懸念

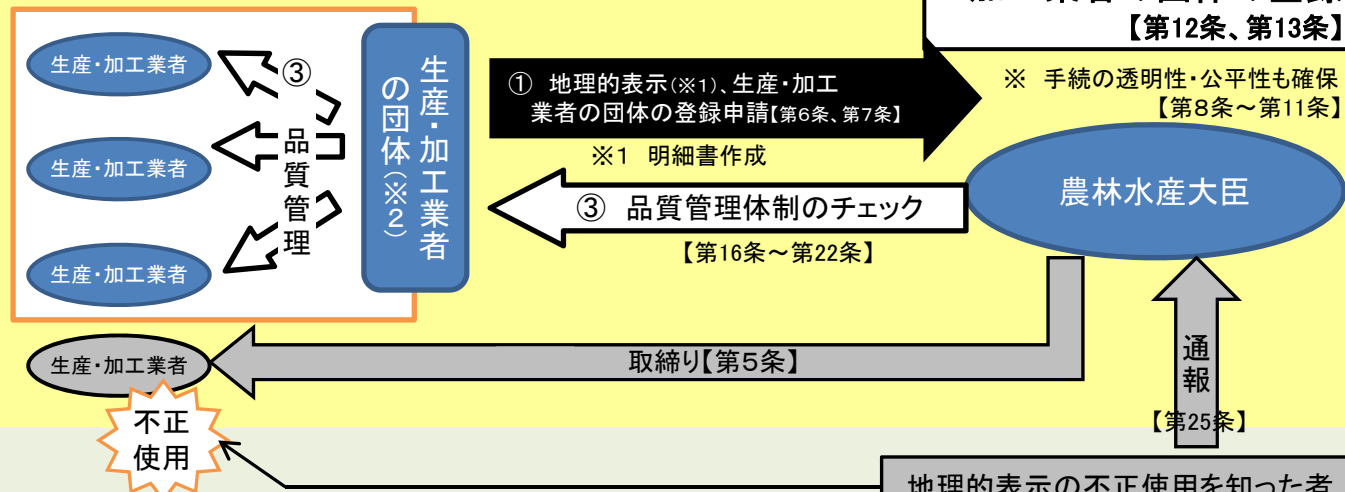
2. 制度の概要

ポ
イ
ン
ト

- ① 農林水産物等の特性を国が保証し、その名称（地理的表示）を登録
- ② フリーライド・模倣品（地理的表示の不正使用）を国が排除
- ③ 地域の生産者全体に地理的表示の使用を許容

② 地理的表示、生産・加工業者の団体の登録
【第12条、第13条】

※ 手続の透明性・公平性も確保
【第8条～第11条】



※2 複数の団体を登録することも可能。地域のブランド協議会等を含む。

3. 制度の創設の効果

- ① **生産者利益**（地域の知的財産）の保護（農林水産物等の適切な評価・財産的価値の維持向上）
- ② **需要者利益**の保護（高付加価値の農林水産物等の信用の保護・需要の確保）